

第 82 回国際獣疫事務局 (OIE) 総会概要

1. スケジュール等

- (1) 日程：平成 26 年 5 月 25 日 (日)～5 月 30 日 (金) (6 日間)
- (2) 開催場所：フランス・パリ
- (3) 我が国からの出席者

農林水産省消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室長、畜水産安全管理課水産安全室長ほか

2. 主な議題

(1) BSE ほか動物疾病ステータスの公式認定

- ① 牛海綿状脳症 (BSE)：ブルガリア、クロアチア、エストニア、ハンガリー、ラトビア、ルクセンブルク、マルタ、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、韓国及び中国 (香港及びマカオを除く) が新たに「無視できるリスクの国」に認定された。
- ② 口蹄疫：韓国が「ワクチン接種清浄国」に認定された。また、アルゼンチンの一部地域が「ワクチン非接種清浄地域」に、ブラジル及びボリビアの一部地域が「ワクチン接種清浄地域」に新たに認定された。
- ③ アフリカ馬疫：日本、中国及び韓国を含む 14 カ国が新たに清浄国に認定された。
- ④ 小反芻獣疫：本疾病のステータス認定は今年からであり、豪州、ニュージーランド、米国等 48 カ国が清浄国に認定された。

(2) OIE コード (動物衛生等に関する国際基準) の改正

<陸生動物コード>

① OIE リスト疾病：

昨年に引き続き、「水胞性口炎」及び「豚水胞病」をリスト疾病から削除する案がコード委員会の検討結果として示された。これに対し、まず、ウルグアイが、アメリカ地域を代表して、現行のリスト疾病の基準自体に問題があることから、基準を見直すための専門家会合 (アドホックグループ) を立ち上げ、基準を再検討すべきと意見を述べた。これに続いて、我が国から、ウルグアイの提案を支持する旨及びリスト疾病の基準の見直しにおいては、複数地域又は複数国の防疫プログラムにおいて防除対象となっており、かつ、効果的に封じ込められている疾病についてはリスト疾病に残すようにすべきと意見を述べた。台湾、中国、韓国、インドネシア、ブータン及びロシアがウルグアイ及び日本の発言を支持した。一方、EU 及びアフリカ諸国からは、現行の基準に照らしてこれらの疾病をリストから除外すべき旨発言がなされた。米国からも、基準見直しのためのアドホックグループの立ち上げは支持するが、水胞性口炎と豚水胞病は現行の基準に照らしてリストから削除すべきとの意見が述べられた。本コード改正案については、議長

判断により採決が行われ、採決の結果、賛成 70 票対反対 16 票により水胞性口炎及び豚水胞病をリスト疾病から削除する改正案が採択された。

② 高度な衛生状態下にある馬群：

本コード案は、競技用馬の輸出入手続きの迅速化のため、(1) 高度に衛生管理された馬群に属する馬の競技目的の一時的な海外遠征・帰国のための特別な手順を作成すること及び(2) 当該馬群の具体的な衛生管理計画（バイオセキュリティプラン）については、OIE が検討中の指針に従い、国際馬術連盟(FEI)及び国際競馬統括機関連盟(IFHA)が作成し、各国がこれを承認することを勧告する新しいコード案であり、今般総会で初めて提示された。米国、カナダ、豪州及びニュージーランドの4カ国を代表して、豪州から、バイオセキュリティプランについてはその対象疾病等慎重に検討すべきとの意見が出され、我が国も豪州を支持した。本コード案については全会一致で採択された。

<水生動物コード・マニュアル>

新興疾病の定義等が簡素化され、「カキヘルペスウイルス1型変異株感染症」に加え、「エビの急性肝臓壊死病」が新興疾病として新たに承認された。また、「カキヘルペスウイルス1型変異株感染症」の病原体の基準となる遺伝子型が詳細に定義された。

(3) OIE コラボレーティングセンターの指定（日本関係のみ）

食の安全に関する OIE コラボレーティングセンターとして、これまでに指定を受けている東京大学 食の安全研究センターに加えて、シンガポールの獣医公衆衛生センター及び酪農学園大学獣医学群獣医学類衛生・環境学分野が加わり、3者で合同コラボレーティングセンターとなることが承認された。

(4) その他

2013 年以降の豚流行性下痢(PED)の世界的な発生状況について、OIE 加盟国からの報告に基づき説明がなされた。PED は新興疾病として米国、日本、カナダ及びメキシコから発生報告がなされている。米国からの詳細報告では、米国のウイルスが中国において 2012 年に検出されたウイルスと 99.4%の相同性を示したこと、診断防疫手法の開発及び感染源究明のための調査を行っているところであること等の説明がなされた。また、カナダからの詳細報告では、米国における PED の検出を受けて国境における衛生管理措置（バイオセキュリティ措置）を強化していたが、2014 年 1 月に発生が確認されたこと、ウイルスの遺伝子解析により米国と同じ株であることがわかったこと、2014 年 4 月以降発生は減少傾向にあり、2014 年夏には疾病を撲滅させるべく生産段階での厳格なバイオセキュリティ措置を実施していること等の説明がなされた。さらに、カナダにおける疫学調査において、原因は飼料の汚染、特に、飼料に添加された 1 ロットの豚血しょうが感染源である可能性が示唆されたが、感染実験において、PED 核酸陽性の豚血しょうを含む飼料を与えられた

子豚は発症しなかったため、豚血しょうを含む飼料が原因とは確定できなかった旨説明があった。これについて、米国からも、国内の疫学調査により飼料が要因の一つであると考えられているが、感染実験では明らかになっていない旨言及があった。我が国からは、日本において PED は届出が必要な疾病であること及び承認されたワクチンがあることを説明した上で、2013 年 10 月以降の発生推移及び防疫対策の状況について説明を行った。また、PED と同じコロナウイルスによる類似の豚疾病である伝染性胃腸炎が OIE のリスト疾病であることも鑑み、PED がリスト疾病の基準に合致するものか専門家が検討すべきである旨意見を述べ、日本の経験や知見を専門家会合で提供する用意がある旨発言を行った。これらに対し、OIE 事務局長より、本年 6 月に PED に関するアドホックグループの開催を予定しており、その中で、PED に関する情報及び防疫措置に関する勧告を取りまとめる予定であるとの説明があった。また、飼料が原因である可能性の評価及び OIE リスト疾病への該当の有無についてもこのアドホックグループに於いて検討を行う予定であるとの回答がなされた。